

日本のイノベーションボックス：企業導入、知財創出、戦略的影響に関する予測

Gemini Deep Research

I. エグゼクティブ・サマリー

核心的予測：2025 年 4 月から施行される日本のイノベーション拠点税制（以下、イノベーションボックス税制または IB 税制）は、戦略的に重要であるものの、その適用対象は限定的な政策となる。初期の導入は、製造業（自動車、電機、医薬品）およびソフトウェア分野の研究開発集約型大企業数百社に集中する見込みである。

主要な影響予測：

- **企業導入：**導入は緩やかに進み、最初の 5 年間で約 1,500～2,000 社が利用すると予測される。しかし、税制優遇の総額の 90% 以上が、上位 10～15% の利用者（主に大企業）に集中するだろう。
- **特許出願と収益：**本制度は、特許出願件数の爆発的な増加を引き起こすものではない。むしろ、知的財産の「商業化」への戦略的シフトを促し、特許の質の緩やかな向上と、より顕著で測定可能なライセンス収入の増加をもたらす。これは、企業が知財の収益化と会計実務を最適化するためである。

戦略的重要性：約 21% という実効税率は、BEPS（税源浸食と利益移転）第 2 の柱（Pillar Two）施行後の税務環境において、本制度をユニークなほど安定したものになっている。これは、他国のより積極的だが不確実性の高い税優遇措置に対する、予測可能な優位性を提供する。この事実は、日本企業に対し、研究開発、知的財産、税務機能の抜本的な統合を強いることになる。

主要な課題：「自己創出比率」（ネクサス・アプローチ）の計算に伴う管理上の複雑さが、特に中小企業にとって最大の参入障壁となる。これにより、大企業と小規模なイノベーターとの間の競争格差が拡大する可能性がある。

II. 日本のイノベーションボックス税制の解剖：精密かつ要求の厳しい枠組み

A. 中核的メカニズム：30%の所得控除

日本のイノベーションボックス税制は、2025 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までの 7 年間の時限措置として導入される¹。その中核は、適格な知的財産から生じる所得に対して 30%の所得控除を認めるというものである²。これは、研究開発投資という「インプット」に着目した既存の研究開発税制を補完する、「アウトプット」に着目したインセンティブ制度である⁵。政府の公式な目的は、研究開発拠点としての日本の立地競争力を強化し、民間企業による無形資産投資を後押しすることにある¹。

- **対象となる知的財産**：制度の適用対象は、2024 年 4 月 1 日以降に取得または製作された**特許権**および**AI 関連のプログラムの著作権**に厳格に限定されている⁴。意匠権、商標権、営業秘密（ノウハウ）は原則として対象外である¹⁰。ただし、ノウハウについては、対象知財と一体不可分でライセンスされる場合に限り、その対価も対象所得に含めることが可能とされている⁴。
- **対象となる所得**：控除の対象となるのは、**ライセンス所得**（国内外の第三者への貸付け）および**国内譲渡所得**（他の国内法人等への譲渡から生じる所得）である¹。
- **申請プロセス**：適用を受ける法人は青色申告法人である必要があり、経済産業省（METI）から証明書の交付を受けなければならない。このプロセスは、事前相談、AI ソフトウェアに関する第三者機関（一般社団法人ソフトウェア協会など）による事前確認、そして事業年度末日の 60 日前から 30 日後までの期間内の正式申請という、複雑な手続きを伴う¹。

B. ネクサス制約：「自己創出比率」という中心的ハードル

本制度の最も重要な特徴は、OECD の BEPS プロジェクトで合意された「ネクサス・アプローチ」に厳格に準拠している点である⁸。税制優遇の対象となる所得額は、「自己創出比率」によって制限される。この比率は、納税者自身が日本国内で行った実質的な研究開発活動と税制上の利益を直接結びつけるためのメカニズムである⁶。

自己創出比率は以下の式で計算される⁴。

自己創出比率=研究開発費の総額適格研究開発費の合計額

この計算は、企業に高度な管理能力を要求する。

- **追跡・管理（Tracking and Tracing）**：企業は、特定の知的財産または製品グループごとに、直接関連する研究開発費を追跡・管理する必要がある⁸。これを実現するには、財務データ（研究開発費）、知財データ（特許・著作権）、販売データ（ライセンス・譲渡収入）を連携させる高度なデータ管理システムが不可欠となる。
- **適格費用と非適格費用**：知的財産の取得費用や、海外の関連者への研究開発委託費は、「適格研究開発費」（分子）から除外されるため、税制優遇が減少する⁹。これは、M&Aによって獲得した知財の活用や、海外子会社での研究開発を主とする多国籍企業にとって大きな制約となる。
- **経過措置**：制度開始後の2年間（2025年度・2026年度）は、企業全体の研究開発費を用いて比率を計算できる経過措置が設けられており、初期の事務負担は軽減される。しかし、2027年度以降は、知財ごとの厳格な費用追跡が義務化される

⁴。

このネクサス要件の厳格な適用は、単なる税務コンプライアンス以上の意味を持つ。自己創出比率を正確に計算するためには、これまでサイロ化されていた研究開発、知的財産、財務、税務といった部門間の壁を取り払い、統合された情報管理体制を構築することが不可避となる。企業は、どの研究開発投資が、どの知的財産を生み出し、それがどれだけの収益に繋がったのかを可視化せざるを得なくなる。これは、政府が目指す「研究開発投資の生産性の可視化」¹³を企業に強制するメカニズムとして機能し、税制優遇が結果的に、より広範なコーポレートガバナンスとイノベーション・マネジメントの改革を促す触媒となる可能性がある。

また、この制度設計は、企業のR&D戦略にも直接的な影響を及ぼす。海外子会社での研究開発が税制優遇の観点から不利になる一方で、国内での研究開発は有利になる。このため、日本の多国籍企業は、戦略的な研究開発プロジェクトを海外から国内へ移管するか、あるいは新規プロジェクトを当初から国内に設置する強いインセンティブを持つことになる。これは、日本の研究開発拠点としての魅力を高め¹⁴、重要な技術開発を国内に確保するという経済安全保障上の政策目標とも合致する¹⁵。

C. 主要な除外・制限事項：制度の適用範囲の画定

本制度の適用範囲は、いくつかの重要な除外規定によって明確に限定されている。

- **関連者間取引**： 関連会社（実質的な支配関係にある企業）へのライセンス供与や譲渡から得られる所得は、原則として対象外である¹⁾。これは、グループ内の一社に知的財産を集中させ、他の関連会社にライセンスすることで租税回避を図ることを防ぐための措置である。
- **国外への譲渡**： 知的財産を海外の法人へ譲渡した場合の所得も対象外となる⁸⁾。これは、価値ある知的財産が国外へ流出することを抑制し、国内に留保させることを意図した設計である。
- **組込みロイヤルティ（Embedded Royalties）**： 製品の販売価格に含まれる、特許部品に起因する価値（いわゆる組込みロイヤルティ）は、本制度の対象とならない¹²⁾。これは、技術をライセンスするのではなく、最終製品として販売する製造業にとって、英国などの制度に比べて大きな制約となる。この点は、制度設計の過程で経済産業省が対象に含めることを求めていたが、最終的には見送られた経緯がある¹⁷⁾。

III. 海外の先行事例：英国とオランダからの教訓

A. 比較分析：日本の制度はいかに異なるか

日本のイノベーションボックス税制は、欧州の先行事例、特に英国のпатентボックス（Patent Box）やオランダのイノベーションボックス（Innovatiebox）から多くの示唆を得ているが、その制度設計には顕著な違いが見られる。

表 1：主要イノベーションボックス制度の比較

項目	日本	英国	オランダ
実効税率	約 21% ¹²⁾	10 % ¹⁸⁾	9% ²⁰⁾

対象知財	特許権、AI 関連著作権 ¹⁰	特許権 ²²	特許権、WBSO 認定 R&D、ソフトウェア ²¹
ネクサス・アプローチ	必須	必須	必須
組込みロイヤルティ	対象外 ¹²	対象 ²²	限定的に対象
関連者間取引	対象外 ¹⁶	原則対象（移転価格税制の適用あり）	原則対象（移転価格税制の適用あり）

日本の制度は、組込みロイヤルティや関連者間取引を対象外とすることで英国よりも厳格な側面を持つが、AI 関連著作権を対象に含めることでより広範な産業を視野に入れている。最も大きな違いは実効税率であり、日本の税率は欧州の競合国よりも大幅に高い水準に設定されている。

B. 利用状況と便益の配分：代理指標としての英国の経験

英国歳入関税庁（HMRC）の統計は、日本の将来を予測する上で極めて重要な示唆を与える。2022-23 年度において、英国でパテントボックスを利用した企業のうち、「大企業」は利用者全体の 25%に過ぎないにもかかわらず、税制優遇総額 14.7 億ポンドの実に 94%を占めた²⁴。中小企業が受けた恩恵はごくわずかであった。

産業別に見ると、製造業が最大の利用者層であり、利用者数の 61%、優遇総額の 41%を占めている²⁴。また、利用者数は 2018 年以降、約 1,600 社で横ばいである一方、優遇総額は増加し続けている²⁴。これは、制度が一部の確立された大企業によって継続的に利用されていることを示唆している。

英国と日本は、共に成熟した研究開発集約型の経済であり、強力な製造業基盤を持つという共通点がある。日本の研究開発活動もまた、一部の大企業に極度に集中している²⁶。この類似性から、英国の経験は単なる参考情報ではなく、日本の将来を高い確度で予測するモデルとなり得る。日本における税制優遇の配分は、英国と同様か、それ以上に大企業に集中し、ごく少数の産業界の巨人が利益の大半を享受する構図となる可能性が非常に高い。

C. イノベーションへの影響：創出よりも商業化を促進

海外の事例を分析すると、イノベーションボックス税制は、全く新しい研究開発を誘発するよりも、既存の知的財産の商業化を促進する効果が強いことが示唆されている。

- **英国の証拠：** HMRC の評価によれば、本制度は利用企業の設備投資を非利用企業に比べて約 10%増加させる効果があったものの、制度導入後の特許出願件数のトレンドは、導入前のトレンドから明確な変化を示さなかった²⁸。これは、制度が新しい知財の創出よりも、既存知財の商業化を奨励したことを意味する。
- **オランダの証拠：** 評価は様々である。一部の研究では研究開発投資へのプラス効果を認めているが、企業は税制優遇によって得た利益の一部しか再投資していないと指摘されている³¹。また、新たなイノベーションの創出よりも、事業環境全体の改善に寄与しているとの見方もある³²。
- **学術的な見解：** 広範な学術研究によれば、パテントボックスは特許件数を増加させる可能性があるが、それは質の低い、限界的なイノベーションの特許化を促すことによる代償を伴う場合がある³³。最も顕著な効果は、新たな研究開発の刺激よりも、税務目的での知的財産の所在地移転である可能性が指摘されている³⁶。

これらの国際的な証拠は、本制度が「商業化の触媒」として機能することを示唆している。日本企業は、活用されずに眠っている「休眠特許」を多く保有していると指摘されることが多い。IB 税制は、ライセンス収入に対する直接的な減税という形で、これらの休眠資産を活性化させる強力な金銭的インセンティブを提供する。したがって、日本における本制度の最も直接的かつ測定可能な影響は、新たな発明の爆発的増加ではなく、既存の特許ポートフォリオの戦略的な見直しと、それに伴うライセンス活動の活発化となるだろう。

IV. 日本の文脈：特有の研究開発と企業ランドスケープ

A. 研究開発大国：巨人が支配する経済

日本の企業による研究開発費は、2022 年度に 15.1 兆円に達するなど、世界でもトップクラスの規模を誇る³⁸。しかし、その支出は極めて偏在している。支出の約 85%は製造業に集中しており³⁹、さらにその中でもごく一部の巨大企業が大部分を占めている。

表 3：日本の主要企業別研究開発費（2023 年度実績）

順位	企業名	業種	研究開発費（億円）
1	トヨタ自動車	輸送用機器	12,023
2	本田技研工業	輸送用機器	9,763
3	ソニーグループ	電気機器	7,428
4	武田薬品工業	医薬品	7,299
5	日産自動車	輸送用機器	6,099
6	デンソー	輸送用機器	5,509
7	パナソニック HD	電気機器	4,912
8	ソフトバンクグループ	情報・通信業	4,399
9	第一三共	医薬品	3,652
10	キヤノン	電気機器	3,319

出典：各社の有価証券報告書等に基づくデータ²⁶

この一握りの企業群は、巨大な研究開発規模、豊富な特許ポートフォリオ、そして本制度の複雑な要件に対応できるだけの管理部門（法務、税務、知財）を併せ持っており、本制度の主要な受益者となることは確実である。

B. AI ソフトウェアというワイルドカード：新経済への対応

本制度が AI 関連の著作権を明確に対象に含めたことは、極めて戦略的な判断である⁹。日本の AI ソフトウェア市場は急成長しており、2024 年の約 1.3 兆円から 2029 年には 4 兆円超に拡大すると予測されている⁴³。ソフトウェア市場全体ではすでに 5 兆円を超える規模を持つ⁴⁵。

この成長は、富士通や NEC といった既存の大手企業と、Sakana AI (200 億～300 億円の資金調達) のような活気あるスタートアップの両輪によって牽引されている⁴⁷。この規定により、IB 税制は伝統的な製造業だけでなく、特許に依存しないソフトウェア企業にも適用可能となる。これは、旧来のパテントボックス制度との大きな差別化要因であり、日本の政策立案者の先見性を示すものである。

この制度設計は、特に「知財を意識した」複合企業にとって構造的な優位性をもたらす。ソニー、パナソニック、日立といった日本の巨大企業は、ハードウェア（特許集約型）とソフトウェア・AI（著作権集約型）の両分野で事業を展開している²⁶。IB 税制が特許と AI 著作権の両方を対象とすることで、これらの多角化企業は、より専門的な競合他社よりも広範な研究開発活動に対して税制優遇を適用できる。この税制は、これらの複合企業が事業部門を超えて知財戦略をさらに統合し、ハードウェアとソフトウェアのイノベーション間の相乗効果を追求して、対象所得を最大化するよう促す可能性がある。

C. 中小企業と大学発ベンチャーの課題

政府はスタートアップ育成を重要な政策目標として掲げているが⁴⁹、IB 税制の設計は、これらの企業にとっていくつかの課題を提示している。

- **低い知財保有率：** 中小企業は、保有する知財を積極的に活用する傾向があるものの⁵¹、そもそも知財の保有率が大企業に比べて著しく低い。
- **管理上の障壁：** ネクサス比率の計算や METI への証明書申請といった複雑な手続きは、限られたリソースしか持たない中小企業にとって、費用対効果の観点から大きな参入障壁となる¹⁰。
- **大学発ベンチャーのジレンマ：** 大学発ベンチャーは、しばしば大学から基盤技術のライセンスを受けて事業を開始する⁵³。この場合、ライセンス料はベンチャーにとって費用となり、税制優遇の恩恵は（申請すれば）大学側が受けることになる。ベンチャー自身が優遇措置を受けるためには、自らが生み出した第二世代の知的財産から利益を上げる必要があるが、それには時間と資金を要する。

本制度は、知的財産から「利益」を上げている企業を対象としている²。しかし、ほとんどのアーリーステージのスタートアップは、当面の収益性よりも成長を優先するため、赤字であることが多い。したがって、IB 税制は、典型的なアーリーステージのスタートアップには直接的な利益をもたらさない。制度が意味を持つのは、スタートアップが収益性を確保し、独自の第二世代 IP を開発した後であり、その時点ではもはや「スタートアップ」とは言えないかもしれない。これは、IB 税制の設計と、政府の広範なスタートアップ振興目標との間に潜在的なミスマッチが存在することを示唆している。

V. 予測 1：企業の導入と活用（2025-2032 年）

A. 定量的予測：緩やかな立ち上がりから安定期へ

日本の企業構造と英国の導入実績データを基に、IB 税制の利用状況を予測する。日本は企業数こそ多いものの、本制度を実質的に活用できる研究開発集約型企業の数、英国と匹敵する規模と考えられる。

表 4：日本のイノベーションボックス導入予測（企業規模・業種別、2030 年時点）

業種	利用企業数（社）	税優遇総額（億円）
大企業（約 400 ～500 社）		
製造業（自動車、電機、医薬品等）	300 - 350	1,200 - 1,500
情報通信業	50 - 70	200 - 300
その他	50 - 80	50 - 100
小計（大企業）	400 - 500	1,450 - 1,900

中堅企業（約 500 ～700 社）	500 - 700	60 - 100
中小・零細企業（約 600 ～800 社）	600 - 800	< 20
合計	1,500 - 2,000	1,530 - 2,020

予測：2030 年までに、利用企業数は **1,500～2,000 社**に達すると予測する。

- 大企業（約 400 ～500 社）：税優遇総額の**約 95%**を占める。これらは表 3 に示した研究開発の巨人たちである。
- 中堅企業（約 500 ～700 社）：優遇総額の**約 4%**を占める。
- 中小・零細企業（約 600 ～800 社）：優遇総額の **1%未満**となる。

B. 定性的予測：促進要因と阻害要因

主な促進要因：

1. **実質的な税負担軽減**：高収益なライセンス収入を持つ企業にとって、税負担の軽減効果は大きく、魅力的である。
2. **産業界からの強い支持**：経団連などの経済団体が長年にわたり本制度の導入を要望しており、大企業レベルでの導入意欲は高い¹⁷。
3. **収益化へのインセンティブ**：税制優遇とライセンス収入が直接結びつくことで、企業は知財ポートフォリオを積極的に管理・収益化するようになる¹³。

主な阻害要因：

1. **管理上の複雑さ**：「自己創出比率」の計算が最大の障壁である。コンプライアンスコスト（新システムの導入、コンサルティング費用など）が、中小企業や知財収入が少ない企業にとっては、税制優遇のメリットを上回る可能性がある¹⁰。
2. **限定的な適用範囲**：組込みロイヤリティや関連者間取引が対象外であるため、多くの製造業にとって英国の制度ほど魅力的ではない¹²。
3. **収益性の欠如**：ほとんどのスタートアップを含む、赤字企業にとっては本制度は無意味である。

この制度の複雑さは、必然的に新たなビジネス機会を生み出す。自己創出比率の計算、AI 関連性の証明、METI への申請といった煩雑な手続きを企業が単独で最適に行うことは困難である。この明確な市場ニーズに応えるため、大手会計事務所¹、知財法律事務

所、専門コンサルティングファームなどが、IB 税制のコンプライアンス支援、研究開発費の追跡、知財戦略の策定といったサービスを提供する「イノベーションボックス・コンサルティング」というニッチ市場が急速に成長すると予測される。

VI. 予測 2：特許出願とライセンス収入への影響

A. 特許活動：量から質、そして商業的意図への転換

日本の特許出願件数はすでに成熟しており、本制度によって特許庁への出願件数が劇的に増加することは予測されない⁵⁸。真の影響は、

何を、なぜ特許化するかという企業の行動変容に現れる。

1. **戦略的な特許化**：これまで営業秘密として保持されていたかもしれない、明確なライセンス収益が見込めるイノベーションが、積極的に特許化されるようになるだろう。
2. **質の重視**：学術研究によれば、特許の税引後価値が高まると、企業は特許の付与を確実にし、権利行使に耐えうるように、より新規性の高い、質の高い研究に投資する傾向がある³³。
3. **「防衛的特許」の相対的減少**：商業化の意図なく、競合他社を牽制するためだけに出願される防衛的な特許は、インセンティブ構造の変化により相対的に減少する可能性がある。

B. ライセンス収入：緩やかだが測定可能な増加

日本の技術貿易収支（現在は約 4.3 兆円の黒字）における技術等使用料の受取額は、着実かつ測定可能な増加を示すと予測される⁵⁹。

増加の要因：

1. **休眠特許の収益化**：最大の効果として、企業は自社の特許ポートフォリオを棚卸しし、これまで活用されていなかった技術を積極的にライセンス供与するようになる。
2. **会計・帰属の精緻化**：IB 税制の適用を受けるためには、特定の知的財産に帰属する収入をより正確に識別し、会計処理する必要がある。この会計上の変更だけでも、これまで一般収益に埋もれていたライセンス収入が「創出」され、報告されるようになる。
3. **オープンイノベーションの促進**：ライセンス収入に対する税制優遇は、企業が非競争領域の他社と技術提携やオープンイノベーションに取り組む際の金銭的障壁を引き下げ、これを促進する可能性がある¹³。

IB 税制の適用にあたり、企業は特定の知的財産の収益貢献度を計算する必要に迫られる。このプロセスは、事実上、その知的財産の価値評価を行うことに等しい⁸。これにより、企業内部に知的財産の価値に関する豊富なデータが蓄積される。このデータは、M&A の場面で非常に価値のあるものとなる。買収側はターゲット企業の知財ポートフォリオの価値をより正確に評価でき、売却側はこのデータを用いてより高い企業価値を正当化できる。このように、IB 税制は意図せずして、日本の M&A 市場における知的財産デューデリジェンスと価値評価の高度化を促進する副次的効果をもたらすだろう⁶¹。

VII. 戦略的含意と将来展望

A. Pillar Two の優位性：日本の「ゴルディロックス」的アプローチ

BEPS プロジェクトの第 2 の柱（Pillar Two）は、全世界の多国籍企業グループに対して 15%のグローバルミニマム税率を課すものであり、各国の税制優遇措置の効果を根本から覆す可能性がある。

- **低税率ボックスの問題点**：オランダの 9%のような積極的な低税率のパテントボックスは、Pillar Two のルールにより、その税率が 15%に満たない部分について「トップアップ税」が課されるため、大企業にとっては税制優遇の効果が中和されてし

まう⁶³。

- **日本の強靱性**：一方、日本の IB 税制の実効税率は約 21%であり、15%の最低税率を大きく上回っている¹²。これは、本制度による税制優遇がトップアップ税によって相殺されることなく、「本物」の利益として企業に残ることを意味する。
- **戦略的含意**：この事実は、日本を、低税率だが不確実な他国に比べて、多国籍企業が研究開発拠点や知的財産を置く上で、より安定的で予測可能な国として位置づける。これは、日本の研究開発拠点としての競争力を強化するという政策目標⁵にとって、地味ながらも強力な競争優位性となる。

B. 新しい企業戦略：研究開発、知財、財務の統合

IB 税制下で成功するためには、企業は組織内のサイロを打破する必要がある。研究開発の計画段階から税務上の影響を考慮し、知財戦略は収益化を強く意識し、財務・税務部門は研究開発のパイプラインを可視化しなければならない。

企業への提言：

1. 「ネクサス監査」の実施：現行の研究開発費の配分状況を即座に評価し、自己創出比率のポテンシャルを把握する。
2. データインフラへの投資：研究開発費を追跡し、特定の知財や収益と結びつけるためのシステムを導入する。
3. 部門横断タスクフォースの組成：研究開発、知財、法務、財務の専門家からなる専任チームを設置し、IB 税制に関する戦略立案とコンプライアンスを管理する。

C. 政策進化の可能性：組み込まれた見直し条項

本制度には、その運用状況や効果、財源の状況を踏まえ、将来的に対象範囲を見直すことが明記されている⁴。

- **予想されるロビー活動**：経団連⁵⁵や日本商工会議所⁶⁹などの経済団体は、対象範囲の拡大を強く働きかけることが予想される。主な拡大対象候補は、エレクトロニクスや自動車産業にとって重要な意匠権や、製造プロセスに不可欠な営業秘密・ノウハウであろう。

- **将来の方向性：** 初期導入が成功し、財政的にも許容範囲と判断されれば、3～5 年以内に、日本の主要産業の知的財産の実態により合致する形で、対象範囲が拡大される可能性は高いと予測する。

D. 意図せざる結果：経済的歪みの可能性

- **勝者と敗者：** 本制度は、一部の確立された大企業に不釣り合いな利益をもたらす、市場の集中度を高め、中小企業やスタートアップを不利にする可能性がある（セクション IV の分析より）。
- **研究開発の歪み：** 特許化しやすい、あるいは AI 著作権の定義に合致する研究開発が優先され、プロセスの改善やサービス・イノベーションといった、他の価値あるが対象外のイノベーションが軽視されるバイアスを生む可能性がある³⁷。
- **税源浸食の懸念：** ネクサス・アプローチは利益移転の最も悪質な形態を抑制するものの、いかなる特定の税制優遇も本質的に税源を浸食する。これは、本制度の導入が長年見送られてきた理由の一つであり⁵⁶、その財政的コストは今後も厳しく監視されるだろう。

VIII. 結論と提言

A. 最終評価：万能薬ではなく、強力なニッチツール

日本のイノベーションボックス税制は、巧みに設計された、しかし極めて専門的な政策ツールである。一部の日本を代表する革新的な大企業にとっては、税負担を軽減し、知的財産の商業化を促進する強力な手段となるだろう。しかし、イノベーションの風景全体を根本的に変えたり、すべての企業を底上げしたりするような広範な景気刺激策ではない。その成功は、利用企業数ではなく、ライセンス収入の変化や、ターゲットである研究開発集約型多国籍企業の戦略的行動変容によって測られるべきである。

B. 予測の要約

表 5：予測される影響と確信度の要約

影響領域	予測される影響	主要な根拠	確信度
企業導入（社数）	低	管理負担が参入障壁となり、利用企業数は限定的	高
企業導入（便益集中度）	高	日本の研究開発集約型・大企業中心の産業構造	高
特許出願件数	影響は軽微	既存の特許ポートフォリオの収益化が主目的となるため	高
特許の質・商業化	中	権利の税引後価値向上により、商業化意図のある質の高い出願が増加	中
ライセンス収入の成長	中～高	休眠特許の収益化と会計実務の精緻化が収入を押し上げる	高

C. 企業への提言

- **即時行動**：ネクサス計算の経過措置期間は短い。研究開発と知財データの監査に直ちに着手すべきである。
- **全体的思考**：IB 税制を単なる税務コンプライアンスとしてではなく、研究開発、知財、財務計画を統合する戦略的ドライバーとして捉えるべきである。
- **METI との対話**：特に AI 著作権の定義や研究開発費の配分といった曖昧な点について、事前相談制度を積極的に活用し、明確化を図るべきである。

D. 政策立案者への提言

- **適切な指標の監視**：利用企業数や税収減だけでなく、ライセンス収入の動向、特許の商業化率、多国籍企業による研究開発拠点の立地決定などを追跡・評価すべきである。
- **中小企業のアクセス支援**：制度が大企業のみにもたらすリスクを軽減するため、中小企業向けに簡素化された申請プロセスや、管理コストを補助する制度の創設を検討すべきである。
- **制度進化への備え**：意匠権や営業秘密を対象に含めることの潜在的影響について、予定されている制度見直しに備え、事前に調査・研究を進めるべきである。

引用文献

1. イノベーションボックス税制 | 情報センサー2024 年 10 月 Tax update | EY Japan, 6 月 15, 2025 にアクセス、https://www.ey.com/ja_jp/insights/tax/info -sensor-2024-10-04-tax-update
2. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について - 経済産業省, 6 月 15, 2025 にアクセス、https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/about_innovation_tax.html
3. 令和 6 年度税制改正「イノベーションボックス税制」とは?, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://www.tohokuzeirishikai.or.jp/zeirishi/pdf/663.pdf>
4. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）, 6 月 15, 2025 にアクセス、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/dai24/siryou7.pdf
5. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の検討経緯と概要について, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2024/dai2/siryou2.pdf>
6. イノベーションボックス税制 [あいわ税理士法人 コラム] | ZEIKEN PRESS税務研究会, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://www.zeiken.co.jp/zeikenpress/press/0004pp20250109/>
7. イノベーションボックス税制の創設 - 税理士法人山田&パートナーズ, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://www.yamada -partners.jp/reform/r6/h03 -creation-of-innovation-box-tax-system>
8. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス ... - 経済産業省, 6 月 15, 2025 にアクセス、https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/innovation_tax_guideline.pdf
9. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2025/dai4/siryou2.pdf>

10. イノベーションボックス税制とは？控除対象や事業者への影響を解説 - マネーフォワードクラウド, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://biz.moneyforward.com/accounting/basic/75410/>
11. 5 イノベーションボックス税制の創設, 6 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2024/pdf/H.pdf
12. Japan to introduce “Innovation Box” - Kluwer International Tax Blog, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://kluwertaxblog.com/2024/08/20/japan-to-introduce-innovation-box/>
13. イノベーションボックス税制とは？政策の意義や各国の導入状況を解説 - freee, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.freee.co.jp/kb/kb-trend/innovationbox-tax-system/>
14. 知的財産推進計画 2024, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/chitekizaisan2024/pdf/siryoku2.pdf>
15. How Japanese economic statecraft has shifted from promotion to protection, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.atlanticcouncil.org/in-depth-research-reports/issue-brief/how-japanese-economic-statecraft-has-shifted-from-promotion-to-protection/>
16. Japan - New innovation box and changes to deductibility of entertainment expenses and tax credit for - BDO Global, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.bdo.global/en-gb/insights/tax/world-wide-tax/japan-new-innovation-box-and-changes-to-deductibility-of-entertainment-expenses-and-tax-credit-for-s>
17. 特許所得に関する新税制、注目すべき与党協議の 3 つの論点 | DTFA Institute | FA Portal, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://faportal.deloitte.jp/institute/report/articles/000899.html>
18. Macintyre's Using Patent Box to Fuel Growth | ForrestBrown, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://forrestbrown.co.uk/examples-of-our-work/macintyres-patent-box-case-study/>
19. Patent Box Tax Relief – Examples - Shorts Accountants, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://blog.shorts.uk.com/patent-box-tax-relief-examples>
20. Innovation Box 2024 | Tax Rate from 25.8% to Just 9% - Ignite Group, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://ignite-group.com/grant/innovationbox/>
21. Innovation incentives in The Netherlands | Kreston Global, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.kreston.com/article/innovation-incentives-netherlands/>
22. Patent Box Explained - What is Patent Box? Who is Eligible? - ForrestBrown, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://forrestbrown.co.uk/patent-box-explained/>
23. 法人税優遇とテクノロジーが支えるエコシステム（オランダ） | スタートアップを生んで育てる。最前線の取り組み（欧州編） - 特集 - 地域・分析レポート - 海外ビジネス情報 - ジェトロ, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2023/1203/876012ab4f814b89.html>
24. Patent Box relief statistics: September 2024 - GOV.UK, 6 月 15, 2025 にアクセ

- ス、<https://www.gov.uk/government/statistics/patent-box-reliefs-statistics/patent-box-relief-statistics-september-2024--2>
25. Key findings from the Patent Box relief statistics 2024 report | United Kingdom, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://leyton.com/uk/insights/articles/key-findings-from-the-patent-box-relief-statistics-2024-report/>
 26. 企業の研究開発費ランキング TOP100 (2024 年 6 月更新) - WDB, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://www.wdb.com/kenq/rd>
 27. データで我が国の間部における研究開発投資状況, 6 月 15, 2025 にアクセス、https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/innovation_investment/pdf/001_s01_00.pdf
 28. Patent Box Evaluation - GOV.UK, 6 月 15, 2025 にアクセス、https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5faad17ce90e075c4b5c94ac/Evaluation_report_-_Patent_Box.pdf
 29. Evaluation of the Patent Box - GOV.UK, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://www.gov.uk/government/publications/evaluation-of-the-patent-box>
 30. The UK Patent Box - is it delivering?, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://www.mewburn.com/news-insights/the-uk-patent-box-is-it-delivering>
 31. Evaluating the innovation box tax policy instrument in the Netherlands, 2007-13, 6 月 15, 2025 にアクセス、https://www.researchgate.net/publication/316877856_Evaluating_the_innovation_box_tax_policy_instrument_in_the_Netherlands_2007-13
 32. Dutch report on tax policy recommendations promotes stable tax environment, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://www.loyensloeff.com/insights/news--events/news/dutch-report-on-tax-policy-recommendations-promotes-stable-tax-environment/>
 33. Patent Boxes and the Success Rate of Applications - University College Dublin, 6 月 15, 2025 にアクセス、https://www.ucd.ie/economics/t4media/WP21_09.pdf
 34. Patent boxes and the success rate of applications - EconStor, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://www.econstor.eu/bitstream/10419/237587/1/WP21-09.pdf>
 35. Patent Boxes and the Success Rate of Applications, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://oxfordtax.sbs.ox.ac.uk/files/wp20-02pdf>
 36. Patent Boxes Design, Patents Location and Local R&D - Taxation and Customs Union - European Union, 6 月 15, 2025 にアクセス、https://taxation-customs.ec.europa.eu/document/download/1d06ffc6-26b7-4f25-99d4-e0c594bad392_en?filename=taxation_paper_57.pdf
 37. Attracting profit shifting or fostering innovation? On patent boxes and R&D subsidies - Oxford University Centre for Business Taxation, 6 月 15, 2025 にアクセス、<https://oxfordtax.sbs.ox.ac.uk/files/wp20-10pdf>
 38. 1.3.2 企業部門の研究開発費へ, 6 月 15, 2025 にアクセス、https://www.nistep.go.jp/sti_indicator/2024/RM341_14.html
 39. 1.3.2 企業部門の研究開発費へ, 6 月 15, 2025 にアクセス、https://www.nistep.go.jp/sti_indicator/2022/RM318_14.html

40. 科学技術研究調査結果の概要 - 総務省統計局, 6 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.stat.go.jp/data/kagaku/kekka/kekkgai/pdf/2023ke_gai.pdf
41. 日本の研究開発費の現状とは？ランキング上位企業、研究開発費を調達する方法を紹介 - RMS, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://rms.restargp.com/column/research-and-development-expenditure/>
42. 研究開発費 - ランキング企業情報一覧の題名 | インターンシップ・新卒採用情報サイト キャリタス就活, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://job.career-tasu.jp/rankinglist/351/>
43. 国内 AI システム市場は 2029 年に 4 兆 1873 億円、IDC Japan の調査 - デジタルクロス, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://dcross.impress.co.jp/docs/news/004015.html>
44. 国内 AI システム市場予測を発表 - IDC, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://my.idc.com/getdoc.jsp?containerId=prJPJ53362125>
45. 2024 年の国内ソフトウェア市場は 12.1%成長--IDC 調査 - ZDNET Japan, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://japan.zdnet.com/article/35234006/>
46. 2024 年の国内ソフトウェア市場は前年比 12.1%成長 ~IDC Worldwide Semiannual Software Tracker を発行~, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://my.idc.com/getdoc.jsp?containerId=prJPJ53568625>
47. 生成 AI 企業が 200 億円調達！スタートアップ週間資金調達ランキング：AI・脱炭素分野が上位独占（9/2-9/8） - PR TIMES, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000064.000114014.html>
48. 国内年間最大級の調達額の AI ベンチャーが首位！スタートアップ資金調達の最新週刊ランキング（9/16~9/22）, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://edtech-hojo.jp/news/%E8%B3%87%E9%87%91%E8%AA%BF%E9%81%94%E6%88%90%E5%8A%9F%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9/%E5%9B%BD%E5%86%85%E5%B9%B4%E9%96%93%E6%9C%80%E5%A4%A7%E7%B4%9A%E3%81%AE%E8%AA%BF%E9%81%94%E9%A1%8D%E3%81%AE%E3%83%99%E3%83%B3%E3%83%81%E3%83%A3%E3%83%BC%E3%81%8C%E9%A6%96%E4%BD%8D%EF%BC%81%E3%82%B9/>
49. 令和 6 年度税制改正に関する提言 (2023-09-12) - 経団連, 6 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/062_honbun.html
50. 新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版 - 内閣官房, 6 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2024.pdf
51. 中小企業における知財活動状況 - 特許庁, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/chusyo/document/01-shiryou/shiryou05.pdf>
52. 令和 7 年 4 月 1 日施行のイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について - よろず知財戦略コンサルティング, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/2fbf7ed736376a6588aa.pdf>
53. 日本の大学等における産学官連携の現状、特徴および課題 海外との比較を通して、6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.keiwa-c.ac.jp/wp2021/wp->

[content/uploads/2024/02/kiyo33 -1.pdf](#)

54. 令和3年度産業技術調査事業（「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」【追補, 6月15, 2025 にアクセス、
https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/houkokusho/reiwa3_GL_cyousahouukokusyo.pdf
55. [全文公開] 今週のFAQ（6/10/21）＜経団連の税制改正の提言＞ | 税務通信, 6月15, 2025 にアクセス、
<https://www.zeiken.co.jp/zeimutusin/article/no3823/TA00038231901.php>
56. 此度は実現するのか？イノベーションボックス税制 - 三好内外国特許事務所, 6月15, 2025 にアクセス、
<https://www.miyoshipat.co.jp/jp/ip/data/2023/109/23082111364793476.pdf>
57. 経済産業省－イノベーション拠点税制に係るガイドライン（案）等に対する意見公募手続を開 - KPMG International, 6月15, 2025 にアクセス、
<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2025/jp-e-taxnews-20250107.pdf>
58. 特許行政年次報告書 2024年版発行, 6月15, 2025 にアクセス、
<https://maedapat.co.jp/reports/364/>
59. 2023年度の日本の研究開発費は名目GDP比3.70%と過去最高～技術貿易収支は4兆3, 6月15, 2025 にアクセス、
<https://www.dlri.co.jp/report/macro/400040.html>
60. 使用料収支から見る日本の知的財産権の実力 - 知財応援 Blog, 6月15, 2025 にアクセス、
<https://chizaioen.com/royalties/>
61. 戦略策定、M&A..知的財産をめぐるあらゆる企業課題を「コンサル・弁理士・弁護士」が三位一体で解決 デロイト トーマツ グループが知的財産活用をワンストップでサポート - プレジデントオンライン, 6月15, 2025 にアクセス、
<https://president.jp/articles/-/94083>
62. デロイト トーマツ 知的財産サービスのご案内 - Deloitte, 6月15, 2025 にアクセス、
<https://www2.deloitte.com/content/www/jp/ja/pages/strategy/solutions/ipa/group-intellectual-property-service.html>
63. Pillar Two - How it works - BDO, 6月15, 2025 にアクセス、
<https://www.bdo.co.uk/en-gb/insights/tax/corporate-international-tax/pillar-two-how-it-will-work>
64. Pillar Two and tax incentives - KPMG agentic corporate services, 6月15, 2025 にアクセス、
<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmgsites/xx/pdf/2025/02/pillar-two-and-tax-incentives-jan-2025.pdf.coredownload.inline.pdf>
65. Will your Patent Box Tax Incentive Survive Pillar Two? - Exactera, 6月15, 2025 にアクセス、
<https://exactera.com/resources/will-your-patent-box-tax-incentive-survive-pillar-two/>
66. 知的財産推進計画 2025 に向けた取組等について - 経済産業省, 6月15, 2025 にアクセス、

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/026_04_00.pdf

67. 事務局説明資料, 6 月 15, 2025 にアクセス、
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/dai23/siryou3.pdf
68. 知的財産推進計画 2024 (案), 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/240604/siryou2.pdf>
69. 知的財産政策に関する意見 (概要) - 商工会議所, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.jcci.or.jp/file/sangyo1/202404/chizaiikengaiyo.pdf>
70. Don't Put American Innovation in a Patent Box: Tax Policy, Intellectual Property, and the Future of R&D | Mercatus Center, 6 月 15, 2025 にアクセス、
<https://www.mercatus.org/students/research/policy-briefs/dont-put-american-innovation-patent-box-tax-policy-intellectual>